

公益社団法人北海道社会福祉士会正会員に対する倫理綱領に関する規則

規則第 11 号

2014 年 5 月 24 日制定

2023 年 6 月 24 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）の正会員（以下「正会員」という。）の社会福祉士としての活動に対する苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）が本会に行われたときに対応する手続を規定し、もって正会員の倫理の維持・向上を図ることを目的とする。

(委託)

第 2 条 本規則に基づく手続については、公益社団法人日本社会福祉士会に委託できるものとする。

(指針・姿勢)

第 3 条 苦情申立てに対応（以下「苦情対応」という。）する基本的な指針・姿勢は次に掲げるとおりとする。

- (1) 摘発を目的とするものではなく、苦情申立てを前提として苦情対応する。
- (2) 苦情対応は、事実関係を十分調査した上で、倫理綱領・行動規範に照らして不適切であるか否かを判断する。
- (3) いわれなき中傷誹謗などにより正会員が不当に非難されることがないように正会員の権利を擁護する。

(申立人)

第 4 条 苦情申立てができる者（以下「申立人」という。）は、次の各号の者とする。

- (1) 利用者
- (2) 施設等関係者
- (3) 本会正会員
- (4) その他個人及び団体

2 申立人となった倫理委員会委員及び本会理事の場合は、当該苦情対応の審査・審議に加わるできない。

- 3 申立人が正会員の場合は、その正会員と利益相反関係のある倫理委員会委員及び本会理事は、当該苦情対応の審査・審議に加わることができない。

(被申立人)

第5条 苦情申立てを受けた正会員（以下「被申立人」という。）は、次の権利を行使することができる。

(1) 代理人3名以内の選任

(2) 審議における弁明

(3) 決定に対する不服の申立て（以下「不服申立て」という。）

- 2 被申立人は、苦情対応に協力する義務を負う。なお、被申立人が協力しなくても、次条に規定する苦情対応機関等は、苦情対応の手続きを進めることができる。

- 3 被申立人となった倫理委員会委員及び本会理事は、当該苦情対応の審査・審議に加わることができない。

(苦情対応機関等)

第6条 苦情申立てへの対応は、苦情受付窓口、苦情対応機関及び苦情調査機関が行う。

- 2 苦情対応機関とは、倫理委員会、本会理事会及び総会をいい、次の権限をもつ。

(1) 倫理委員会は、苦情申立てについて調査及び審査をし、処分案を作成する。

(2) 本会理事会は、被申立人の処分案の審議並びに除名以外の処分を議決する。

(3) 総会は、正会員の除名処分について議決する。

- 3 苦情調査機関とは、調査委員及び特別委員をいう。

(1) 調査委員は、苦情申立ての事実の有無・内容の確認を行い、調査報告書を作成する。

(2) 特別委員は、関係書類を吟味し、特別審査報告書を作成する。

(受付窓口)

第7条 苦情申立ての受付窓口は、本会事務局とする。

(申立て方法)

第8条 苦情申立ては、文書で行う。

(受付要件)

第9条 苦情申立ての文書が次に掲げる要件を備える場合、本会は苦情申立てを受け付ける。

(1)被申立人を特定できること。

(2)申立人の連絡先(氏名・住所・電話番号)が特定できること。

(3)苦情内容が明記されていること。

(4)当該事由が発生した時期が特定できること。

(苦情申立ての取下げ)

第10条 申立人は、文書により苦情申立てを取り下げることができる。

(倫理委員会への伝達)

第11条 本会事務局は、受け付けた苦情申立てすべてをすみやかに倫理委員会委員長(以下「委員長」という。)へ伝達しなければならない。

(審査開始)

第12条 倫理委員会は、原則として1カ月以内に苦情申立ての審査を開始し、または開始しない決定をする。

(調査委員)

第13条 委員長は、審査に必要な調査を行うために調査委員3名を委嘱する。なお、調査委員の委嘱については、正会員に協力を求めることが出来る。

2 本会理事会及び正会員から再調査の依頼があったときは、委員長は再調査委員3名を委嘱する。但し、従前の調査委員の再任を妨げない。

(調査方法)

第14条 調査委員は、申立人から事情を聴取する。

2 調査委員は、被申立人に直接面接し事情を聴取する。

3 調査委員は、第1項及び第2項に定めた方法のほかに、必要に応じて事実関係の調査を行うことが出来る。

4 調査委員は、調査結果について、各調査委員の署名のある調査に関する報告書を作成し、すみやかに倫理委員会へ提出する。

(懲戒基準)

第15条 本会定款第9条に規定する除名を含む懲戒の種類並びに基準は、公益社団法人北海道社会福祉士会懲戒基準規則(規則第10号)第2条から第5条の規定による。

(審査並びに報告)

第 16 条 倫理委員会は、調査に関する報告書をもとに審査をし、審査に関する報告書を作成して、すみやかに本会理事会へ提出する。なお、被申立人の処分が必要と考えられる場合には、この報告書には処分案を含めるものとする。

2 倫理委員会は、審査経過について記録を作成する。

3 同一の被申立人に対し、複数の申立人から苦情申立てがあった場合、倫理委員会は、それぞれの苦情を併合して審査し、報告することができる。

(審議及び再調査)

第 17 条 本会理事会は倫理委員会から審査に関する報告書を受けたときは、すみやかに審議する。

2 本会理事会は、審査に関する報告書及び被申立人の弁明を元に審議する。

3 本会理事会は、審査に関する報告の内容が不十分であると認めた場合は、倫理委員会に追加の報告又は再調査を求めることが出来る。

4 本会理事会が倫理委員会の処分案と異なる決定を行おうとする場合には、倫理委員会の意見を聴取しなければならない。

(処分の執行)

第 18 条 本会理事会は、処分の執行を議決する。ただし、除名の執行は総会で議決しなければならない。

(通知及び報告)

第 19 条 理事会が、当該正会員に対する当該苦情申立てに関する処分を決定した場合、本会会長は決定内容をすみやかに被申立人に通知するとともに、申立人に報告する。

(再審査請求及び不服申立て)

第 20 条 申立人は、処分の決定報告を受けた後 30 日以内に再度の審査の請求(以下「再審査請求」という。)をすることができ、本会会長に請求をするものとする。

2 被申立人は、処分の決定通知を受けた後 30 日以内に不服申立てをすることができ、本会会長に不服申立てをするものとする。

3 第 1 項及び第 2 項に定められた期間内に再審査請求及び不服申立てがなされなかったとき、処分の決定が確定する。

(執行停止)

第 21 条 申立人による再審査請求又は被申立人による不服申立ての審査が行われている間は、決定の執行を停止する。

(特別委員)

第 22 条 申立人から再審査請求又は被申立人から不服申立てがなされた場合、本会会長は倫理委員とは別に特別委員を指名することができる。

2 受け付けた再審査請求又は不服申立てについて、特別委員は関係書類を吟味し本会会長と協議し、再度の議決の必要性の有無を判断する。

3 再度の議決が必要と認めるときは、特別委員は特別に調査を実施し、すみやかに報告書を本会会長に提出する。

(再度の議決)

第 23 条 再審査請求又は不服申立てによる再度の議決の手続きについては第 17 条及び第 18 条の規定を準用する。

2 再度の議決により処分は確定する。

(一事不再理)

第 24 条 処分が確定し、または倫理委員会が審査を開始しない決定をした苦情については、これを審査しない。

(報告)

第 25 条 本会会長は、正会員の除名の執行が確定したとき、公益社団法人日本社会福祉士会会長と連名で厚生労働省に報告する。

(秘密保持義務)

第 26 条 苦情対応機関等に属するものは、苦情対応上知り得た個人情報に関する秘密を厳守しなければならない。なお、苦情対応機関等に属さなくなった後も同様とする。

(公表)

第 27 条 処分の公表は、本会会長が行う。

2 処分の公表の範囲及び方法は、本会理事会で定める。

3 処分の公表は処分の執行が確定してから行う。

(文書の取り扱い)

第 28 条 苦情対応に関係する文書は、本会事務局で保存する。

- 2 苦情対応に係る文書の閲覧は認めない。但し、被申立人及び申立人が委員長に申し出てその許可を得た場合には、許可された範囲及び条件で閲覧することができる。

(規則の改廃)

第 29 条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は本会理事会の発議にもとづき本会総会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2014 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この規則は、2023 年 6 月 24 日より施行する。